**Ⅲ　税制改正の状況**

**令和３年度市町村税の主な改正点**

１ 固定資産税等

**◎　固定資産税（土地）の負担調整措置**

○　宅地等及び農地の負担調整措置について、令和３年度から令和５年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続。

○　その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和３年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

※　都市計画税も同様。

２　車体課税

**◎　環境性能割の税率区分の見直し**

○　軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、２年間の激変緩和措置を講ずる。

**◎　環境性能割の臨時的軽減の延長**

○　環境性能割の税率を１％分軽減する臨時的軽減について、適用期限を９か月延長し、令和３年12月31日までに取得したものを対象とする。

○　この措置による減収については、全額国費で補塡する。

**◎　グリーン化特例（軽課）の見直し**

○　グリーン化特例（軽課）は、重点化等を行った上で２年間延長する。

３　個人住民税

**◎　住宅ローン控除**

○　今回の所得税における措置（控除期間を13 年間とする特例の適用期限の延長等）の対象者についても、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。

○　この措置による減収については、全額国費で補塡する。

４　納税環境整備

**◎　地方税共通納税システムの対象税目の拡大**

○　地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付を可能とする。

**◎　個人住民税の特別徴収税額通知の電子化**

○　特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、eLTAX 及び特別徴収義務者を経由して電子的に送付するものとする。

**◎　その他**

○　軽自動車税関係手続について、国の関連システムの更改時期（令和５年１月予定）にオンライン化を実現

○　地方税関係書類について、原則、押印を不要とする見直し

○　国税の制度に準じ、納税者等が地方税等の納付を委託する制度を整備

５　主な税負担軽減措置

○　浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）

○　利水ダムに整備される治水のための放流施設に係る非課税措置を創設（固定資産税）

※　国有資産等所在市町村交付金についても交付対象から除外

○　市町村自転車活用推進計画に基づき設置したシェアサイクルポートに係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）

○　駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置について、対象駅を拡充した上、２年延長（固定資産税、都市計画税）

６　航空機燃料譲与税

○　令和３年度に限り、航空機燃料税の税率が引き下げられることに伴い、航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる等所要の措置を講ずる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 現行 | 改正後 |
| 航空機燃料税率 | 18,000円/kl | 9,000円/kl |
| 譲与割合 | ９分の２ | ９分の４ |
| 地方分 | 4,000円/kl | 4,000円/kl |